

平成27年 第3回定例会(日本を元気にする会新宿)代表質問(要旨)【一問一答】

1.新宿区の行財政、行政サービスについて

(1)決算・公会計について

9月には決算特別委員会があり、議会でも決算の認定をすることになります。

民間企業(事業会社)の場合には、取締役などの経営者が今後の経営方針を議論し、その会社では「利益がでたのか、でなかったのか」「財務状況はどのようになっているか」などについて、決算を通じて投資家への説明責任を果たすことになります。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書や、有価証券報告書、決算短信、投資家向けの説明会資料、証券会社によるアナリストレポートなど、IR(投資家情報)に関する資料を用意することになります。ちなみに、上場企業の場合は、四半期ごとの資料を開示していますが、これは本当に大変なことだと思います。

一方、自治体決算の場合は何が基準になるのでしょうか。不正や事務処理上のミスがあるかどうかのチェックも必要ですが、みなさまからお預かりした大切な「税」の使い道を明らかにし、自治体の経営が適切だったのかを判断することが最も大切なことだと思います。そのためには、受益者負担、将来世代にツケをまわしたかどうかなど、首長に対しての経営能力に対する議論をするべきだと考えています。

現在、新宿区における年に一度の決算では、国の制度に基づき歳入歳出に関する資料は9月に作成されていますが、貸借対照表等の書類については、公会計に関する資料として別途「財政白書」に記載されています。しかし、「財政白書」は事務処理の関係から決算特別委員会が実施された後の公開になります。決算特別委員会において数字に基づく経営的な議論をする際に必要な資料であるにも関わらず、公開が決算委員会の後になってしまうことで議論をするための資料が揃わず、委員会の場が通常の議会での質問とあまり変わらず、単なる個別の事業に対する要望を述べる場になってしまう恐れもあります。新宿区の道路や施設などの公共財は誰のもののでしょうか。区民のものであると考えることが妥当です。また、他の市区町村では首長のバランスシート、住民のバランスシートを作成し、将来世代への負担や年度ごとの経営成績をわかりやすく開示するという取り組みをしている事例もあります。これによって、一目で首長の経営成績を明らかにするなどメリットもありました。

そこで、2点お伺いします。

- ① 公会計資料を決算委員会に間に合わせるよう対策が必要だと考えますが、いかがでしょうか。
- ② 首長のバランスシートの作成など、より透明性の高い資料を作成することはお考えではないでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

(2)新宿区の人事について

第二回定例会の際に、「職員のワーク・ライフ・バランス全般について」、「職員の人件費について」という質問をさせていただきました。

本件に関して、新宿区民の意見を確認するために、新宿区民を対象に新宿区の人事についてのアンケートを実施しました。アンケートはインターネットで新宿区民約600人を対象にスクリーニングし、無作為抽出により実施しました。結果の一部を公表させていただきます。

質問1は

職員のワーク・ライフ・バランスの改善や行政経費の削減の観点から、情報を公開するべきだと思いますか？という問いです。

回答は、情報公開を行うべきだ75.7%、どちらともいえない22.5%、行うべきではない1.8%、でした。

質問2は

現在の新宿区職員の平均給与は693万円(平成25年度)となっています。この金額についてどのように思われますか？という問いです。

回答は、高額だと思う25.1%、どちらかというが高額だと思う42.5%、妥当な金額だと思う29.7%、どちらかというと低額だと思う1.6%、でした。

質問3は

新宿区の公務員給与は「特別区内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所」(販売・飲食に関するアルバイトなど新宿区の業務とかけ離れた職種は除く)の事業所の民間給与を特別区人事委員会が調査して得られた勧告を基に決定しています。このことについて妥当だと思いますか？という問いです。

回答は、全ての事業所を対象として公務員給与の勧告を作成するべき42.2%、現在よりも従業者数が小さい事業所も含める形で公務員給与の勧告を作成するべき38.4%、現在の公務員給与の勧告を変更しなくても良い19.4%、でした。

質問4は

新宿区の公務員給与は新宿区の独自の判断で特例条例によって変更することができます。新宿区は特別区人事委員会の勧告によらず、独自の基準によって区職員給与を決定するべきだと思いますか？

回答は、そう思う29.2%、どちらともいえない54.4%、そう思わない16.4%、でした。

質問5は

区職員の勤務成績に応じて、勤務成績が芳しくなかった場合、基本給や期末手当を減額することについてどのように思われますか？

回答は、賛成である78.8%、どちらともいえない18.2%、反対である3.0%、でした。アンケートではこのような結果になりました。

パブリックの意味は開かれたという意味があります。公共の仕事であれば、情報開示がされていることが当然です。しかし、部署ごとの残業時間など一部の情報がまだ非公開の状態です。このような状況でパブリックな仕事をしていると言えるのでしょうか。

また、職員の給与に関しても、アンケートで「高額だと思う」、「どちらかといえば高額だと思う」と回答をした方が約7割いることから、特別区人事委員会の調査方法に関して多くの区民が納得をしているという結果ではありませんでした。また、景気の変動に対応するためにも、独自に給与改定できるよう条例を制定することも有効だと考えています。

そして、民間の水準で給与を決定しているのであれば、給与の金額だけでなく、同水準で勤務成績に応じて民間企業と同様の人事制度を導入することも必要ではないでしょうか。

そこで、3点お伺いします。

- ① 部署ごとの残業時間に関するデータを開示することは今後も難しいことでしょうか。
- ② 今後、区独自で給与を決定していくことはお考えでしょうか。
- ③ 勤務成績によって基本給や期末手当を減額することは必要だとお考えでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

(3) 行政サービスにおけるLGBTの方への支援について

渋谷区では同性パートナーシップ制度、そして世田谷区でも同性パートナーシップ要綱が2015年11月から実施される予定です。そして、2015年6月にはアメリカの全州で同性婚が合法化され、大きな話題となりました。

電通総研が2015年に行った調査において、日本では7.6%、およそ13人に1人が「自分はLGBTだ」と回答しています。

行政サービスとしての検討はもちろん、学校や会社、区役所の職員などあらゆる環境で悩んでいる方がいらっしゃると思います。

吉住区長は6月2日の新宿区定例記者会見における同性パートナーシップ証明に関する質問の際に

「今のところ条例化するということは検討しておりません。」

と条例化についての見解を示されておりました。

一方で、

「どのような不利益が生じているのか、実際に確認していきたいと思います。不利益を被っている方が区内にいらっしゃれば対処することが一番だと思っています。」と前向きなお話をされていたと感じました。

一般に言われている「賃貸物件への入居」に関して、産経新聞で「入会・面会『断ったことない』根拠曖昧 業者や病院も戸惑い」というタイトルでLGBT当事者への不利益が無いような印象を与える記事が大きく報じられたこともありました。

LGBTという言葉やその理解が広まっていく一方で、新宿区としても一人一人の区民の人権を守るためにも、中立な立場での調査が必要になっていると考えています。

また、イギリス、フランス、ドイツなど、海外でも同性婚を認める国が増えています。2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、新宿区としても国際都市としてLGBT当事者への配慮が必要ではないでしょうか。

区民の方の生活に身近な問題としては、例えば公共のトイレなどが挙げられます。LGBTの方はどちらを利用して良いのか非常に難しい問題です。一部ではジェンダーニュートラルなトイレも登場しており、男性・女性のシルエットがトイレに利用されていますが、LGBTの方にも配慮をした看板に変えるだけでも当事者にポジティブな印象を与えることができると考えています。

確かに法律を変えるということには無理があると思いますが、国の見解を待つだけでは悩んでいる方々の問題が解決するまでに時間がかかります。

13人に1人もの存在を無視することはできません。早急に課題を解決していくことが必要ではないでしょうか。

そこで、3点お伺いします。

- ① 新宿区では区民、職員、学校などにおけるLGBTに関する実態調査は行われていますか。
- ② LGBTの当事者へ具体的な支援をする必要があるとお考えでしょうか。
- ③ 区役所や学校では区民に対して十分に対策を施しているのでしょうか。

区長及び教育委員会のお考えをお聞かせください。

2.新宿区内の受動喫煙について

先日、新宿区白銀町にある白銀公園に足を運びました。多くの利用者が集まる素晴らしい公園です。

公園には子どもたちに一番人気の通称「ホワイトキャニオン」という遊具がありますが、その近くには喫煙所と腰をかけるのにちょうどよい煉瓦堀があり、喫煙者が横並びに座っている光景を目にします。風向きや喫煙者数によっては、子どもが遊んでいる場所まで煙が流れ、受動喫煙にもつながるおそれもあります。また、白銀公園で子どもと「歩行練習」をしているお母様から、喫煙指定エリアの外にタバコの吸い殻が落ちていたことにより、砂場近くでお子さんがタバコを拾いそうになったことがあるというお話も伺っております。

白銀公園のように人口密度が高く遊具が敷地内に満遍なく配置されている場合、喫煙所の設置が難しいとも考えています。何かしら対策を講じる必要があります。

ここで、日本を代表する観光都市である京都市の例をお話させていただきます。

京都市では路上喫煙禁止区域における過料を設けています。過料の導入後、路上喫煙による過料処分数は、2012年が6,800人、2014年が2,800人と半分以下まで減少しており、罰則化には一定の効果があると推測できます。また、新宿区内では外国人による路上喫煙も目立っていますが、同じく京都市でも周知が行き届いていないことから外国人の禁止区域での路上喫煙が増加し、行政が対策を講じています。

そこで、3点お伺いします。

- ① 喫煙所の煙を遮るための衝立は、子どもの遊び場や通路まで煙が届かないよう考慮し、設置されているのでしょうか。また、先ほど申し上げました白銀公園のような状況がある場合、改善はされるのでしょうか。
- ② 禁煙公園はもちろん、分煙公園でも指定エリア外で喫煙している場合に条例により過料を設けることは検討されていますでしょうか。
- ③ 外国人による路上喫煙の増加に対する対応状況はいかがでしょうか。

区長のお考えをお聞かせください。

3.新宿区立小学校、中学校の教育について

(1)英語教育について

現在、小学校での英語授業は、ALTによる簡単な日常会話の取得やジェスチャーゲーム、英語の歌など、平易な娯楽要素のある授業で占められています。低学年のカリキュラムとしては十分であっても、高学年になると娯楽要素が強い授業の延長では「英語が話せるようになった実感が湧かない」「中学校での英語学習に活かすことできない」「単語や文法を覚えることができない」、といった声を区民の方からいただいております。

実際に、中学英語の文法や単語は小学校のALTに比べ一足飛びに難易度が上がっており、中間のブリッジになる授業が無く、生徒にとってはいきなり「S+V+C」や「S+V+O+C」などの構文を授業で学習することになります。

2009年にベネッセ教育開発センターが全国の中学2年生2,967名に実施した「第1回中学校英語に関する基本調査(生徒調査)」においても、生徒が英語学習においてつまずきやすいポイントとして、「文法が難しい」という回答がもっとも高く(78.6%) なっています。これらの状況から、小学校5、6年からは、ALT以外に文法、構文を教えていくべきであると考えております。

そこで、お伺いします。

英語の学力に関する効果測定はどのくらいの頻度で行っていますか。そして、初等教育において、英語が話せるようになるために必要な要素は何だとお考えでしょうか。また、その要素は現在のカリキュラムに反映されていますでしょうか。

教育委員会のお考えをお聞かせください。

(2)主権者教育について

選挙権年齢が18歳まで引き下げられたことにより、主権者教育の重要性が高まっています。

「選挙権年齢を下げても投票にいかないのではないか。」「学校でも主権者教育が必要になってくる。」と専門家の間でも議論がされています。

一方で、「日本では主権者教育を学校教育で扱うべきではない」という意見もあり、私も教員の方と意見交換をする機会もありましたが、「学校教育よりも 家庭教育で対応すべきでは」とお考えの方もいらっしゃいました。

そこで、新宿区内の親世代の投票率を見てみましょう。

現在年代別に投票率が出ている2014年の新宿区長選挙の結果を見ると、20代11.08%、30代17.04%、40代24.13%という極めて低い投票率になっています。家庭での主権者教育だけに頼るとしたら、投票率は低下してしまう可能性もあります。

実際に新宿区で行われている主権者教育は、社会科の授業がその役割を担っています。

しかし社会科の授業では、選挙の定数や、任期などを暗記することに重点が置かれ、選挙に行き投票をしようという意欲につながるものではないと考えております。「政治」というテーマになると「選挙」「イデオロギー」の話になってしまいますが、「街」のことを学ぶことが大切です。「生の政治を扱わない」中立的なカリキュラムを開発している先進的なNPO法人もあります。

海外では学校教育を通じた「模擬選挙」はポピュラーであり、2008年には全米で約700万人が模擬投票をしています。また、国内でも模擬投票をとある高校で実施した結果、政治への関心度が実施前で45.8%、実施後で76.4%と1.7倍も向上したというデータもあります。この新宿区でも、選挙権の年齢引き下げにあたり、学校での主権者教育の導入が必要ではないでしょうか。

そこで、お伺いします。

主権者教育の学校が担う役割についてどのようにお考えでしょうか。先進的なNPO法人が保有する主権者教育プログラムを導入する予定はありますか。

教育委員会のお考えをお聞かせください。

(3)依存症教育

IR法案によりギャンブル依存症に関する注目は高まっています。2014年厚生労働省研究班により、ギャンブル依存症の疑いがある人が500万人いるとの調査結果も発表されました。

依存症と聞くと精神論の話だと考えていらっしゃる方も多いですが、依存症とは刺激や興奮によって脳からドーパミンが出過ぎてしまう疾患だという研究結果も発表されています。例えば月に数十万つぎ込んでいた「ギャンブル」を禁止しても、今度は「買い物」など刺激を求める対象が変わるだけで、また新しい対象にのめり込みお金をつぎこんでしまうという事例もあります。

「ギャンブル依存症」や「薬物依存症」が疾患であるという認識が広まりつつある一方、「ギャンブル依存症」の実態としては、依存の対象が「公営ギャンブル」や遊戯だと定義されている「パチンコ」などであるため、社会的な啓発への展開が難しい状況にあります。

これらの問題の対策として、依存症の専門家は、単に依存対象を禁止するのではなく、社会の認識を変えていき、子どもの頃から対処することが重要だ、と発表されています。

そこで、お伺いします。

・新宿区では依存症が病気であるというご認識はありますか。また、学校教育を通じ、対策に取り組んでいく予定はありますか。

教育委員会のお考えをお聞かせください。